

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月26日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第11号

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

「下京渉成小学校開設準備室  
第1条中 を  
開晴小中学校開設準備室」

「開晴小中学校開設準備室  
に改める。

東山区南部小中一貫校開設準備室」

第2条第2項中「下京渉成小学校開設準備室及び」を削り、「開晴小中学校開設準備室」の右に「及び東山区南部小中一貫校開設準備室」を加える。

第4条指導室の款下京渉成小学校開設準備室の項を削り、同款開晴小中学校開設準備室の項の次に次の1項を加える。

東山区南部小中一貫校開設準備室

(1) 東山区南部小中一貫校の開設準備に関すること。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)